

首都圏営業拠点「三重テラス」2階コミュニティスペース イベント利用要領

(目的)

第1条 この要領は、首都圏営業拠点「三重テラス」(以下「三重テラス」という。)のコミュニティスペースにおいて開催するイベント等の利用に関し必要な事項を定め、三重の魅力を発信し、「三重ファン」の拡大、県産品の販路拡大、県内への誘客の促進に資することを目的とする。

(開催できるイベント)

第2条 コミュニティスペースにおいて開催できるイベントは、三重の「食」や「観光」、「歴史」、「文化」、「産業」などの魅力を発信し、「三重ファン」の拡大、県産品の販路拡大、県内への誘客の促進のために開催するセミナー、講座、商談会、展示会等とする。イベントは、来場者に三重の魅力を感じさせることができる内容とし、営利を主たる目的とするイベントを開催することはできない。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 コミュニティスペースにおけるイベントを主催し、開催する者
- (2) 運営事業者 三重テラスの運営業務について、三重県(以下「県」という。)から受託している事業者

(利用場所)

第4条 利用可能エリアは、三重テラス2階のコミュニティスペース(別紙2に定める範囲・187.69㎡)とする。

(利用時間等)

第5条 イベント利用可能日は、年末年始(12月31日から1月1日までの期間をいう)以外の日のうち、原則として、金曜日から日曜日および祝日とする。また、利用時間は、設営及び撤収作業等を含めて、原則として午前10時00分から午後8時00分までとする。ただし、首都圏営業拠点運営総括監(以下「運営総括監」という。)が必要と認めた場合は、午前9時00分から午後10時00分の範囲で利用することができる。

2 コミュニティスペースは原則として、コワーキング利用との併用となる。

(利用者)

第6条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 三重県
- (2) 三重県内の市町
- (3) 三重県内の商工会議所、商工会等の公共的団体
- (4) 運営事業者

- (5) 三重県内に事務所又は事業所を有する事業者
- (6) 観光協会及び協同組合等
- (7) 三重県にゆかりのある企業・団体等
- (8) 日本橋地域の企業・団体等
- (9) その他運営総括監がその利用を認めたもの

(利用料等)

第7条 コミュニティスペースの利用料、付帯する設備・備品等の利用料及び光熱水費は無料とする。ただし、ごみ処理に係る費用については、利用者の負担とする。

(イベントの支援等)

第8条 運営総括監は、イベントの適正かつ効果的な実施のため、必要に応じて運営事業者と協議を行うとともに、利用者に対し助言等の支援とイベント内容の変更の指示を行うことができる。

(イベントの広報)

第9条 イベントの広報は、利用者が主体的に実施するものとする。また、三重テラスが行うイベント広報に必要なチラシ等の広報媒体は、利用者が開催日の1か月前までに準備するものとする。

(予約申込及びイベント計画)

第10条 県は、翌年度の利用について、第6条第1号から第4号に規定する者に、開催前年度の11月に利用希望調査を実施したうえで調整を行い、12月にイベント計画を決定する。

- 2 県は、イベント計画において、イベントの開催予定がない日時の利用については、第6条第1号から第4号に規定する者からは、随時、第5号から第9号に規定する者からは、開催希望日の3か月前より予約申込を受け付け、イベント計画に追加することができる。
- 3 前各項の予約申込は、「イベント利用予約申込書」(別記様式第1号)によるものとする。
- 4 予約の取り消しは、イベント開催の2か月前までに三重テラスへ連絡するものとする。

(利用申請等)

- 第11条 利用者は、イベント開催の2か月前までに「イベント利用申請書」(別記様式第2号。以下「利用申請書」という。)及び添付書類を添えて運営総括監に申請するものとする。
- 2 運営総括監は、前項による申請が適当であると認められる場合には、その利用を承認し、申請者に利用を承認する旨の通知を行うものとする。
- 3 利用者は、イベント開催の1か月前までに「イベント利用前チェックリスト」(別記様式第3号)及び添付書類を添えて運営総括監に申請するものとする。
- 4 運営総括監は、申請者と協議のうえ、条件を附して承認することができる。

(利用内容の変更)

第12条 利用者は、利用申請書の内容を変更する場合は、直ちに運営総括監に報告しなけ

ればならない。

(利用者の責務等)

第13条 利用者は、イベントの適正な運営と来館者の安全かつ快適な利用を第一とし、イベント開催期間中は、係員をコミュニティスペースに常駐させるなど善良な管理者としての注意義務をもって利用するものとする。

2 利用者は、イベント開催期間中は運営総括監の指示に従うとともに、責任者を特定し、運営総括監と常に連絡が取れる体制を確保するものとする。

3 利用者は、通行又は非常の際における避難及び救護のため、通路及び避難経路に通行を妨げるおそれのある物品等を置いてはならない。

4 イベント開催に伴う事故及び損害については、利用者の責任において処理するものとする。

5 利用者は、イベント終了後は、運営総括監の指示に従い、速やかに撤収作業を完了するものとする。

6 利用者は、イベント終了後2週間以内に、「イベント利用実績報告書」(別記様式第4号)を運営総括監あてに提出するものとする。

(利用の不承認及び中止等)

第14条 運営総括監は、申請があったイベントの内容が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、第11条の申請を不承認とすることができる。

なお、この場合には、不承認の理由を附して申請者に通知するものとする。

(1) 第2条の規定にそぐわないとき。

(2) 公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 利用に伴い、騒音、異臭、煙等により、三重テラス内及び近隣に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(4) 三重テラスの施設、設備及び器物等を破損するおそれがあると認められるとき。

(5) 三重テラスの管理運営上、支障があると認められるとき。

2 利用者が、この要領の各条項に違反し、コミュニティスペースを利用させるのが相当でないと認められるに至ったとき、運営総括監は、利用前と利用中を問わずその利用の承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は運営総括監が定める。

附則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成27年7月21日から施行する。

附則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附則 この要領は、令和2年12月25日から施行する。

附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年6月28日から施行する。